

清里の森除雪用ホイールローダー賃貸借の入札公告

中北林務環境事務所が発注する清里の森除雪用ホイールローダー賃貸借契約は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

令和8年10月23日

山梨県中北林務環境事務所 所長 金丸 祐司

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量

ホイールローダー 2台

(2) 借入物品の仕様等

仕様書に記載のとおり

(3) 借入期間

令和8年12月16日（水）から令和9年3月24日（水）まで

なお、各車両の借入期間は仕様書による。

(4) 納入場所

山梨県北杜市高根町清里3545-1 清里の森管理事務所

2 事務を担当する所属

山梨県中北林務環境事務所 県有林課 管理・森林利用担当

〒407-0024 山梨県韮崎市本町4-2-4

3 一般競争入札の参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 入札公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」（平成10年4月1日）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び各種問い合わせ先

〒407-0024 山梨県韮崎市本町4-2-4

山梨県中北林務環境事務所 県有林課 管理・森林利用担当

電話 0551-23-3091 メールアドレス : kiyosatonomori@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明書の交付期間は、この公告の日から令和8年11月12日（木）午後5時までとし、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで4の(1)の交付場所において直接交付、または電子メールにより交付する。

4の(1)の交付場所での交付を希望する場合、必ず事前に電話連絡により受領日時を担当者へ伝え

ること。電子メールによる交付を希望する場合は、必ず事前に電話連絡をした上で、電子メールにて4の(1)に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書交付を希望する旨、連絡先(電話番号、ファックス番号等)及び担当者名を送信すること。なお、交付は、電子メールへの返信により行われるので、受領したいメールアドレスから送信すること。

(3) 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより入札参加資格の確認を受けること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年12月7日(月) 午前10時30分

山梨県北巨摩合同庁舎 4階 401会議室

〒407-0024山梨県韮崎市本町4-2-4

(5) 入札方法

電報及び郵送による入札は認めないので、指定日時に指定場所に集合すること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

5 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第109条の2各号(別記「参考規定」参照)に該当する者は、これを免除する。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 違約金の有無

有

(6) 最低制限価格の有無

無

(7) 前払金の有無

無

(8) その他

詳細は入札説明書による。また、落札者が契約締結までの間に「3 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

別記「参考規定」

山梨県財務規則 抜粋

(契約保証金の納付の免除)

第百九条の二 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- 三 令第百六十七条の五及び第百六十七条の十一に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去二箇年間に国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 令第百六十九条の七第二項の規定により、延納を認めた場合において、確実な担保を徴したとき。
- 五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- 六 契約金額が五十万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき。
- 七 指名競争入札、せり売り又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約担当者が必要がないと認めたとき。